

**改定点（4点）**

1. 陽性者の隔離期間の短縮（9月8日通達済）
2. 情報開示基準の見直し
3. 重要事象報告の対象の見直し
4. 検査体制の見直し

赤字が改定点

特記のない場合、プロトコル7ではレベル1、レベル2双方を改定

**1. 陽性者の隔離期間の短縮（9月8日通達済）**

No	現行版	10/19 改定	改定ポイント																		
1.	プロトコル1：感染予防と、感染への対処 19.陽性判定からの復帰 (1)厚生労働省の基準（参考：厚労省公式サイトを見る）	プロトコル1：感染予防と、感染への対処 19.陽性判定からの復帰 (1)厚生労働省の基準（参考：厚労省公式サイトを見る）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和4年9月7日付厚労省事務連絡に基づく新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し（通達済）</li> </ul>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>厚生労働省による例示</th> <th>メモ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有症状</td> <td>発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●発症日を0日目としてカウント</li> <li>●たとえば2日目に軽快すれば、10日目に検査なしで退院可能</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空け2回のPCR検査で陰性を確認</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●発症日を0日目としてカウント</li> <li>●たとえば2日目に軽快し、3日目、4</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>			厚生労働省による例示	メモ	有症状	発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発症日を0日目としてカウント</li> <li>●たとえば2日目に軽快すれば、10日目に検査なしで退院可能</li> </ul>		症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空け2回のPCR検査で陰性を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発症日を0日目としてカウント</li> <li>●たとえば2日目に軽快し、3日目、4</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>厚生労働省による例示</th> <th>メモ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有症状</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発症日から <b>7日間</b>経過し、かつ症状軽快後 <b>24時間</b>経過</li> <li>● <b>ただし入院した場合は</b> 10日間経過後、かつ症状軽快後72時間経過</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発症日を0日目としてカウント</li> <li>● たとえば2日目に軽快すれば、<b>8日</b>目に検査なしで退院可能</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空け2回のPCR検査で</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発症日を0日目としてカウント</li> <li>● たとえば2日目</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		厚生労働省による例示	メモ	有症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発症日から <b>7日間</b>経過し、かつ症状軽快後 <b>24時間</b>経過</li> <li>● <b>ただし入院した場合は</b> 10日間経過後、かつ症状軽快後72時間経過</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発症日を0日目としてカウント</li> <li>● たとえば2日目に軽快すれば、<b>8日</b>目に検査なしで退院可能</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空け2回のPCR検査で</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発症日を0日目としてカウント</li> <li>● たとえば2日目</li> </ul>
	厚生労働省による例示	メモ																			
有症状	発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発症日を0日目としてカウント</li> <li>●たとえば2日目に軽快すれば、10日目に検査なしで退院可能</li> </ul>																			
	症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空け2回のPCR検査で陰性を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発症日を0日目としてカウント</li> <li>●たとえば2日目に軽快し、3日目、4</li> </ul>																			
	厚生労働省による例示	メモ																			
有症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発症日から <b>7日間</b>経過し、かつ症状軽快後 <b>24時間</b>経過</li> <li>● <b>ただし入院した場合は</b> 10日間経過後、かつ症状軽快後72時間経過</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発症日を0日目としてカウント</li> <li>● たとえば2日目に軽快すれば、<b>8日</b>目に検査なしで退院可能</li> </ul>																			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空け2回のPCR検査で</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発症日を0日目としてカウント</li> <li>● たとえば2日目</li> </ul>																			

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年10月19日更新】

No	現行版		10/19 改定			改定ポイント	
	無症状	検体採取日から7日間経過 10日経過までは検温等健康状態を経過観察	日目に検査して陰性確認すれば退院可能	無症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>陰性を確認</li> <li>検体採取日から5日目に検査キットで陰性を確認した場合6日目から解除可</li> <li>(検査をしない場合) 検体採取日から7日間経過</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>に軽快し、3日目、4日目に検査して陰性確認すれば退院可能</li> <li>検体採取日を0日目としてカウント</li> <li>検査キットは体外診断用医薬品(抗原定性検査)を使用すること</li> </ul>	
<p>※症状がある方は10日間、無症状の方は7日間は感染リスクが残存する。よって検温、高齢者等の重症化リスクのある方との接触の回避、感染リスクの高い行動を控えていただく等、自主的な感染予防行動を徹底する</p> <p>※療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、<u>食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えない</u></p>							

## 2. 情報開示基準の見直し

No	現行版	10/19 改定	改定ポイント
2.	<p>プロトコル2：情報開示</p> <p>VII.情報開示の考え方</p> <p>22.情報開示にあたって</p> <p>(1)感染症法が要請する情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症は感染症法に定める「指定感染症」です</li> <li>新感染症に関する情報の開示がどう扱われるべきか。こちらをぜひご一読ください</li> </ul> <p>(2)都道府県による情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県は、感染症の予防や治療に必要な情報として、感染発生状況などを積極的に公表することを求められています（感染症法16条）</li> <li>その際、感染症に関連してかつて患者やその家族等に対するいわれのない差別や偏見が存在した教訓から、個人の人権が損なわれることのないよう、情報保護等には十分留意が必要です（同前文、4条、16条）</li> <li>「病歴」は個人情報の中なかでも極めてセンシティブな、プライバシーがより保護されるべき情報です</li> <li>都道府県は、概ね以下のような項目を公表しています（バラツキあり） <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 年代、性別、職業、居住地、経過・症状、行動歴、濃厚接触者の状況、渡航歴</li> <li>✓ とくに職業の表現方法など、十分に調整してください</li> </ul> </li> </ul>	<p>プロトコル2：情報開示</p> <p>VII.情報開示の考え方</p> <p>22.情報開示にあたって</p> <p>(1)感染症法が要請する情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症は感染症法に定める「指定感染症」です</li> <li>新感染症に関する情報の開示がどう扱われるべきか。こちらをぜひご一読ください</li> </ul> <p><u>(2) (削除)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年9月6日付厚労省事務連絡「With コロナの新たな段階への移行に向けた療養の考え方の見直しについて」において、9月26日より全国一律で「発生届」の対象を重症化リスクを伴う65歳以上もしくは入院を要する者など4類型に限定、全数届出が見直された</li> <li>上記により、感染症法に定める情報開示が前提としている「発生届」の対象が限定的となった点や、同法の情報開示の目的とされている新型コロナウイルス感染症に対する感染リスク行動や各種対策、また情報取得方法が一定程度既に国民の知るところとなっている点に鑑み、リーグ全体で陽性発生のたびに情報開示を行う</li> </ul>

## WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年10月19日更新】

No	現行版	10/19 改定	改定ポイント
	<p>✓ 記述例：スポーツ選手、サッカー選手、自営業（サッカーチーム関係者）、サッカー選手（●●FC所属）</p> <p>(3)個人名は原則非公開とします</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染者本人に公開の意志がある場合、これを尊重する（公表してよい）が、その場合も家族・関係者などがいわれのない扱いを受けたりするなど、多大な影響が及ぶ可能性なども十分考慮されたうえで、慎重にご判断ください。</li> <li>匿名での発表でも、身体的責任を果たすことができます。</li> <li>WE クラブが保健所による積極的疫学調査（同 15 条による調査）に全面的かつ速やかに協力していることが前提です。行動記録や施設の見取り図などを、速やかに提供できるよう準備してください</li> <li>日頃から健康管理、感染リスク管理をしていることもまた、前提となります</li> <li>従業員から感染者が出た企業などに対して、保健所が公表を指示することはありません。また企業が自主的に公表する場合は、個人情報や人権に十分配慮し、保健所と連携することが求められます</li> </ul> <p>VIII.情報発信の基準。発信例</p> <p>23.基準</p> <p>(1) WE リーグは、各回の WE リーグ公式検査（以下「公式検査」という）の結果を公表します。公表内容は次のとおりです</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検体採取日、検査対象者、検査総数、陰性数、検査中、その他</li> </ul>	<p>(3) <u>感染を公表する場合においても</u>個人名は原則非公開とします</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染者本人に公開の意志がある場合、これを尊重する（公表してよい）が、その場合も家族・関係者などがいわれのない扱いを受けたりするなど、多大な影響が及ぶ可能性なども十分考慮されたうえで、慎重にご判断ください。</li> <li>匿名での発表でも、身体的責任を果たすことができます。</li> <li>WE クラブが保健所による積極的疫学調査（同 15 条による調査）に全面的かつ速やかに協力していることが前提です。行動記録や施設の見取り図などを、速やかに提供できるよう準備してください</li> <li>日頃から健康管理、感染リスク管理をしていることもまた、前提となります</li> <li>従業員から感染者が出た企業などに対して、保健所が公表を指示することはありません。また企業が自主的に公表する場合は、個人情報や人権に十分配慮し、保健所と連携することが求められます</li> </ul> <p>VIII.情報発信の基準。発信例</p> <p>23.基準</p> <p>(1) WE リーグは、各回の WE リーグ公式検査（以下「公式検査」という）の結果、<u>判定保留（陽性）となった者がいた場合、下記の内容を</u>公表します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検体採取日、検査対象者、検査総数、陰性数、検査中、そ</li> </ul>	<p>ことによる公衆衛生への役割が限定的となったと判断。本来、病歴は個人情報であることから、情報開示基準を以下に見直した</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9月29日プレスリリース【新型コロナウイルス感染症に関するWEリーグ公式検査結果（9/28・29）】内記載、「公式検</li> </ul>

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年10月19日更新】

No	現行版	10/19 改定	改定ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>陽性確定数（医師によって陽性診断を受けた数）</li> </ul> <p>(2) WE リーグ/クラブ等は、関係者が公式検査を含む新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になった場合、発表する範囲は、原則として WE リーグ規約[届出義務] 第 36 条①と③（ただし②を除く）に記載されている競技関係者、ならびにその他の関係者においては、特別に不特定多数への周知が必要な場合とします。詳細は次項の対象者別のガイドラインをご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシー保護に配慮し、個人名は、原則として公表しません</li> <li>2022年3月16日付の厚労省の通知に伴い、事業所（クラブ運営会社等）に対する保健所の積極的疫学調査が限定的となりました。そこで、クラブ役職員の公表については、公表すべきケースを次項に明記のうえで、それ以外のケースについては所属元の事業所の任意とする方針へ見直しました。</li> </ul> <p>(3) WE リーグ/クラブ等の関係者が濃厚接触者に指定された場合の発表有無及び発表内容は、当該団体が決定します</p> <p>(4) WE リーグ/クラブ等においてクラスター発生等、重大かつ身体的影響の大きな事案が生じた場合、当基準と異なる対応をとること</p>	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>陽性確定数（医師によって陽性診断を受けた数）</li> </ul> <p>(2) WE リーグ/クラブ等は、関係者が公式検査を含む新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になった場合、<u>発表する範囲は、特別に不特定多数への周知が必要な場合とします。詳細は次項のガイドラインをご参照ください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシー保護に配慮し、<u>感染を公表する場合も</u>、個人名は、原則として公表しません</li> <li>2022年3月16日付の厚労省の通知に伴い、事業所（クラブ運営会社等）に対する保健所の積極的疫学調査が限定的となりました。そこで、クラブ役職員の公表については、公表すべきケースを次項に明記のうえで、それ以外のケースについては所属元の事業所の任意とする方針へ見直しました。</li> <li><u>2022年9月6日付の厚労省の通知に伴い、情報公開の前提となる発生届の報告対象が限定的となったことに伴い WE リーグ規約第 36 条[届出義務]①と③に記載されている競技関係者の罹患時においても、公表基準をチーム・事業所の活動、試合開催等への直接的な影響が生じた場合、または保健所等公的機関からのクラスター認定を受けた場合等の重大な社会的影響が生じた場合に限定する方針へ見直しました。</u></li> </ul> <p><u>(3)(4)（削除）</u></p>	<p>査の結果がすべて陰性だった場合は、今後リリースの配信はありません」を反映</p>

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年10月19日更新】

No	現行版	10/19 改定	改定ポイント																		
	があります																				
	24.関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法	24.関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者</th> <th>発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>トップチームの選手、コーチングスタッフ、アスレチックトレーナー、マッサー等、WE リーグ第36条①と③に定める対象者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>所属クラブが発表する</li> <li>ただし、代表活動、入院中、シーズンオフ期間、日本への入国前に罹患するなどして、チーム関係者と一切接触のない者で、解散日、出発日、入院日のいずれかから3日後以降から所属チームへの合流前に罹患した場合は、公表の対象から外してよい</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>アカデミー、男子、スクールの選手</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>発表の有無は、所属クラブが決定する</li> <li>学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を、慎重に考慮する</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その他のクラブ関係者（上記1以外の、クラブ役員、アカデミーコーチ等）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>発表の有無は、所属クラブが決定する</li> <li>ただし、以下の場合は</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		対象者	発表	1	トップチームの選手、コーチングスタッフ、アスレチックトレーナー、マッサー等、WE リーグ第36条①と③に定める対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>所属クラブが発表する</li> <li>ただし、代表活動、入院中、シーズンオフ期間、日本への入国前に罹患するなどして、チーム関係者と一切接触のない者で、解散日、出発日、入院日のいずれかから3日後以降から所属チームへの合流前に罹患した場合は、公表の対象から外してよい</li> </ul>	2	アカデミー、男子、スクールの選手	<ul style="list-style-type: none"> <li>発表の有無は、所属クラブが決定する</li> <li>学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を、慎重に考慮する</li> </ul>	3	その他のクラブ関係者（上記1以外の、クラブ役員、アカデミーコーチ等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>発表の有無は、所属クラブが決定する</li> <li>ただし、以下の場合は</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者</th> <th>発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>クラブ関係者（トップチーム選手・コーチ、クラブスタッフ等を含む）</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>トップチーム選手、コーチングスタッフを含む全てのクラブ関係者について、発表の有無は所属クラブが決定する</u></li> <li><u>ただし以下①～⑥のいずれかに該当する場合には公表することが望ましい</u> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があつた場合</u></li> <li><u>不特定多数の者が2次感染となりえる状況で罹患した、または罹患した疑いのある場合</u></li> <li><u>罹患に伴い事業所を営業停止する場合</u></li> <li><u>罹患に伴いチーム活</u></li> </ol> </li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		対象者	発表	1	<u>クラブ関係者（トップチーム選手・コーチ、クラブスタッフ等を含む）</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>トップチーム選手、コーチングスタッフを含む全てのクラブ関係者について、発表の有無は所属クラブが決定する</u></li> <li><u>ただし以下①～⑥のいずれかに該当する場合には公表することが望ましい</u> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があつた場合</u></li> <li><u>不特定多数の者が2次感染となりえる状況で罹患した、または罹患した疑いのある場合</u></li> <li><u>罹患に伴い事業所を営業停止する場合</u></li> <li><u>罹患に伴いチーム活</u></li> </ol> </li> </ul>	
	対象者	発表																			
1	トップチームの選手、コーチングスタッフ、アスレチックトレーナー、マッサー等、WE リーグ第36条①と③に定める対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>所属クラブが発表する</li> <li>ただし、代表活動、入院中、シーズンオフ期間、日本への入国前に罹患するなどして、チーム関係者と一切接触のない者で、解散日、出発日、入院日のいずれかから3日後以降から所属チームへの合流前に罹患した場合は、公表の対象から外してよい</li> </ul>																			
2	アカデミー、男子、スクールの選手	<ul style="list-style-type: none"> <li>発表の有無は、所属クラブが決定する</li> <li>学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を、慎重に考慮する</li> </ul>																			
3	その他のクラブ関係者（上記1以外の、クラブ役員、アカデミーコーチ等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>発表の有無は、所属クラブが決定する</li> <li>ただし、以下の場合は</li> </ul>																			
	対象者	発表																			
1	<u>クラブ関係者（トップチーム選手・コーチ、クラブスタッフ等を含む）</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>トップチーム選手、コーチングスタッフを含む全てのクラブ関係者について、発表の有無は所属クラブが決定する</u></li> <li><u>ただし以下①～⑥のいずれかに該当する場合には公表することが望ましい</u> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があつた場合</u></li> <li><u>不特定多数の者が2次感染となりえる状況で罹患した、または罹患した疑いのある場合</u></li> <li><u>罹患に伴い事業所を営業停止する場合</u></li> <li><u>罹患に伴いチーム活</u></li> </ol> </li> </ul>																			

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年10月19日更新】

No	現行版		10/19 改定	改定ポイント	
		<p>公表を原則とする</p> <p>① クラスタ認定がなされた場合</p> <p>② 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があつた場合</p> <p>③ 不特定多数の者が2次感染となりえる状況で罹患した場合</p> <p>④ 罹患に伴い事業所を営業停止する場合</p> <p>⑤ その他、客観的に必要と判断できる場合</p>			
4	WEリーグ担当審判員	・ J F Aが発表する		<p><u>動を停止する場合</u></p> <p>⑤ <u>罹患に伴い試合が中止となる場合</u></p> <p>⑥ <u>その他、重大な社会的影響が生じ、公表の必要性がある場合</u></p> <p>・ <u>なお、アカデミー、スクール、運営関係者、試合運営に協力するボランティアスタッフ等の発表の有無は、クラブと当人の所属先が十分調整したうえで決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲、学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を慎重に考慮する</u></p>	
5	WEリーグの役職員	<p>以下の場合は公表を原則とする</p> <p>① クラスタ認定がなされた場合</p> <p>② 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があつた場合</p>	2 WEリーグ担当審判員		・ JFA が発表を <u>決定</u> する
			3 WEリーグの役職員		<p>以下の場合は公表を原則とする</p> <p>① 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があつた場合</p>

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年10月19日更新】

No	現行版		10/19 改定		改定ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 不特定多数の者が2次感染となりえる状況で罹患した場合</li> <li>④ 罹患に伴い事業所を営業停止とする場合</li> <li>⑤ その他、客観的に必要と判断できる場合</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>② 不特定多数の者が2次感染となりえる状況で罹患した場合</li> <li>③ 罹患に伴い事業所を営業停止とする場合</li> <li>④ その他、客観的に必要と判断できる場合</li> </ul>	
6	ビジネススタッフ（クラブ） ※クラブとの関係で試合運営に協力する企業・団体のスタッフ、ボランティア等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発表の有無は、クラブと当人の所属先が十分調整したうえで決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲を考慮する</li> </ul>	4	試合観戦者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>主管者（クラブ・リーグ）が、どの試合のどの座席で発生したか、聞き取り調査ならびに発表することがある</u></li> <li>・ 不特定多数に対して発表する場合は保健所と十分に協議し、<u>スタジアム管理者に対し確認を行う</u></li> <li>・ <u>個人情報特定される発信は行わない（座席番号の公表は控え、ゾーン・エリアまでとする、など）</u></li> </ul>
7	ビジネススタッフ（リーグ） ※リーグとの関係で試合運営に協力する企業・団体のスタッフ、ボランティア等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発表の有無は、リーグと当人の所属先が十分調整したうえで決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲を考慮する</li> </ul>			
8	試合観戦者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 濃厚接触者を特定するためにクラブが、どの試合のどの座席で発生したか、発表することがある</li> <li>・ 発表に先だって、保健所と十分に協議する</li> </ul>	5	上記の当事者の家族・同居人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発表しない</li> </ul>



No	現行版	10/19 改定	改定ポイント
	<p>9 上記の当事者の家族・同居人</p> <p>・ 発表しない</p> <p>25.感染に関する発表の例</p> <p>(1)発表の例</p> <p>本日、当クラブトップチーム所属の選手（30代）が、新型コロナウイルス感染症のPCR検査で陽性判定を受けましたので、下記にてお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2020年4月5日にPCR検査を受けたところ、新型コロナウイルス陽性と確認されました。</li> <li>● 本人に微熱はあるものの大事にいたっておらず、隔離のうえ体調回復につとめております。またクラブの中にかぜ症状などを示している者はありません。</li> <li>● ただいま保健所に協力して、濃厚接触者をリストアップしています。発症日（4/1）の2日前から接触が対象と伺い、3/31と4/1にチームトレーニングに参加した全員を、4/14まで自宅隔離しました。引き続き3/31以降の行動記録について保健所に提出して参ります。</li> <li>● 保健所によりますと、3/30より以前の接触は、濃厚接触に当たらないとのこと。また濃厚接触者の家族・同居人で発熱などの症状がない者は、普通に行動してよいと伺いました。しかし念のため当クラブより、濃厚接触者の家族・同居人にも自主隔離をお願いしております。</li> <li>● クラブ事務所、トレーニンググラウンドは昨日から閉鎖しておりま</li> </ul>	<p>25.感染に関する発表の例</p> <p><u>(削除)</u></p>	

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年10月19日更新】

No	現行版	10/19 改定	改定ポイント
	<p>す。保健所の指導のもと消毒をおこなったのち、再開させて参ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当クラブは日頃より、感染拡大防止に取り組んでおりましたが、今後いっそう引き締めて安全確保に努めて参る所存です。</li> </ul> <p>発症日 2 日前からの行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月30日（月）：OFF。午前、午後は家族と過ごす。夜、●●市内で友人2人と食事。</li> <li>● 3月31日（火）：トレーニング参加。体温 36.5℃。午後から夜は家族と過ごす。</li> <li>● 4月1日（水）：トレーニング参加。夕方、発熱 38.2℃、倦怠感あり【発症】。</li> <li>● 4月2日（木）：自主隔離を開始。体温 38.4℃。喉に違和感。匂いと味を感じにくい。</li> <li>● 4月3日（金）：体温 37.9℃。チームドクター所属の病院 A を受診。経過観察。</li> <li>● 4月4日（土）：体温 38.2℃（発熱 4 日目）。症状継続のため医療機関 B を受診。CT 実施も肺炎所見なし。</li> <li>● 4月5日（日）：帰国者・接触者相談センターへ相談し、帰国者・接触者外来を受診。PCR 検査実施。</li> <li>● 4月6日（月）：PCR 検査の陽性判定。入院治療へ</li> </ul> <p>なお WE リーグは、該当者のプライバシー及び人権保護の観点から、個人名の公開は原則として差し控えております。但し、該当者の意志は尊重いたします。他方、感染拡大の防止については、保健</p>		

No	現行版	10/19 改定	改定ポイント
	<p>所に対し必要な情報を迅速にご提供するなど最大限、協力して参ります。 どうぞご理解賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>(2) 発表項目チェックリスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 属性（クラブとの関係、立場）</li> <li>• 経過・症状 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 発症日、初期症状（発熱/咳/倦怠感/味嗅覚障害/咽頭痛/胸痛など）</li> <li>✓ 医療機関受診した場合は順に「医療機関 A」「医療機関 B」、とする（匿名で OK）</li> <li>✓ 医療機関所見（肺炎所見の有無、など）</li> <li>✓ PCR 検査日、陽性判定日</li> <li>✓ 現在の容体（上記諸症状、軽症か中度か、治療方針等）</li> <li>✓ 現在の隔離状況（入院か、自宅隔離か、等）</li> </ul> </li> <li>• 発症 2 日前～発表日までの行動履歴（TR 参加等）</li> <li>• 感染経路について判明していること <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 友人が●月●日に陽性判定、●日前に食事を共にした、など</li> </ul> </li> <li>• 関係者の状況、容体 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ クラブ関係者に症状のあるものはいるか、容体は</li> <li>✓ 濃厚接触者、疑い者の取り扱い（隔離指示等）</li> <li>✓ クラブの活動停止など</li> </ul> </li> <li>• 保健所、自治体との連携状況</li> </ul>		

No	現行版	10/19 改定	改定ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 施設消毒の実施状況</li> <li>✓ 濃厚接触者の調査状況</li> <li>• 今後について <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ クラブとしての感染拡大への取り組み</li> <li>✓ 活動停止スケジュールなど</li> </ul> </li> </ul> <p>26. WE リーグが指定するオンサイト検査に関する公表基準</p> <p>(1) オンサイト検査の予告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「陽性診断」もしくは「陽性判定」が1名以上発生した理由で、オンサイト検査を実施する場合、該当クラブは、24.「関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法」に従って公表する際に、直近の公式試合がオンサイト検査の対象であることを併記します。</li> <li>• 試合前日からキックオフ 3.5 時間前までに「37.5 度以上の発熱や、感染が疑われる症状」が出た場合も、オンサイト検査の実施対象となりますが、陽性診断や検査の判定が下る前の状況であることから、オンサイト検査の対外公表は必須としません。</li> <li>• 自クラブが検査対象でない限り、対戦クラブによる対外公表は不要です。</li> </ul> <p>(2) オンサイト検査の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• オンサイト検査で陰性判定を得た者がエントリー下限人数である13名に満たず試合の中止が決定された場合、WE リーグ・検査実施クラブ（主管クラブが別の場合は主管クラブ）で内容を調整のうえ、試合の中止の理由がオンサイト検査である旨を公表します。</li> </ul>	<p>26. WE リーグが指定するオンサイト検査に関する公表基準 <u>(削除)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● なお、「24.関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法」に発表が望ましいケースが記載されているため、該当箇所を参照する</li> </ul>

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年10月19日更新】

No	現行版	10/19 改定	改定ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンサイト検査で陰性判定を得られない者が出て、試合の中止に至らない場合、オンサイト検査の結果をただちに公表することは推奨しません。</li> <li>試合後、速やかに医療機関を受診し、診断結果を受けて新型コロナウイルス感染症の罹患が判明した場合には、24.「関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法」に従って公表します。</li> <li>また、オンサイト検査の受検者は、判定結果にかかわらず、試合後にただちにPCR検査を受検します。オンサイト検査で陰性判定を得られなかった場合でも、試合後の2回のPCR検査で、2度とも「陰性判定」であった場合、罹患者として扱わず、次の試合へのエントリーが認められます。PCR検査で「陽性判定」であった場合は、24.「関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法」に従って公表します。</li> </ul>		

### 3. 重要事象報告の対象の見直し

No	現行版	10/19 改定	改定ポイント				
3.	プロトコル1：感染予防と、感染への対処 VI.重要事象報告（WEリーグへの報告・相談） 21.重要事象報告 (1)運用	プロトコル1：感染予防と、感染への対処 VI.重要事象報告（WEリーグへの報告・相談） 21.重要事象報告 (1)運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>「実行委員、運営担当、広報担当およびセキュリティ担当等」を報告対象から外す</li> <li>選手、監督コーチ等エントリー対象となるチームスタッフ、エントリーの可能性のある者との接触疑い者、来場者の報告は継続する</li> </ul>				
	<table border="1"> <tr> <td>目的</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>主に公式試合開催に関わる感染状況を把握する</li> <li>クラブから、WEリーグを通じてJFA医学委員会に相談する</li> </ul> </td> </tr> </table>	目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に公式試合開催に関わる感染状況を把握する</li> <li>クラブから、WEリーグを通じてJFA医学委員会に相談する</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>目的</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>主に公式試合開催に関わる感染状況を把握する</li> <li>クラブから、WEリーグを通じてJFA医学委員会に相談する</li> </ul> </td> </tr> </table>	目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に公式試合開催に関わる感染状況を把握する</li> <li>クラブから、WEリーグを通じてJFA医学委員会に相談する</li> </ul>	
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に公式試合開催に関わる感染状況を把握する</li> <li>クラブから、WEリーグを通じてJFA医学委員会に相談する</li> </ul>						
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に公式試合開催に関わる感染状況を把握する</li> <li>クラブから、WEリーグを通じてJFA医学委員会に相談する</li> </ul>						

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年10月19日更新】

No	現行版	10/19 改定	改定ポイント								
	<table border="1"> <tr> <td>報告する事案</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>陽性診断を受けた</li> <li>濃厚接触者指定を受けた</li> <li>検査を受ける</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>報告対象者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>WEリーグ規約 36 条に記載されている者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 選手</li> <li>② 実行委員、運営担当、広報担当等</li> <li>③ 監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー等</li> </ul> </li> <li>エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が高いと考えられるクラブ関係者</li> <li>来場者（陽性診断のみ）</li> </ul> </td> </tr> </table>	報告する事案	<ul style="list-style-type: none"> <li>陽性診断を受けた</li> <li>濃厚接触者指定を受けた</li> <li>検査を受ける</li> </ul>	報告対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>WEリーグ規約 36 条に記載されている者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 選手</li> <li>② 実行委員、運営担当、広報担当等</li> <li>③ 監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー等</li> </ul> </li> <li>エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が高いと考えられるクラブ関係者</li> <li>来場者（陽性診断のみ）</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>報告する事案</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>陽性診断を受けた</li> <li>濃厚接触者指定を受けた</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>報告対象者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>WEリーグ規約 36 条に記載されている者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>選手</u></li> <li>② <u>監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー等のメディカルスタッフ</u></li> </ul> </li> <li>エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が高いと考えられるクラブ関係者</li> <li>来場者（陽性診断のみ）</li> </ul> </td> </tr> </table>	報告する事案	<ul style="list-style-type: none"> <li>陽性診断を受けた</li> <li>濃厚接触者指定を受けた</li> </ul>	報告対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>WEリーグ規約 36 条に記載されている者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>選手</u></li> <li>② <u>監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー等のメディカルスタッフ</u></li> </ul> </li> <li>エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が高いと考えられるクラブ関係者</li> <li>来場者（陽性診断のみ）</li> </ul>	
報告する事案	<ul style="list-style-type: none"> <li>陽性診断を受けた</li> <li>濃厚接触者指定を受けた</li> <li>検査を受ける</li> </ul>										
報告対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>WEリーグ規約 36 条に記載されている者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 選手</li> <li>② 実行委員、運営担当、広報担当等</li> <li>③ 監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー等</li> </ul> </li> <li>エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が高いと考えられるクラブ関係者</li> <li>来場者（陽性診断のみ）</li> </ul>										
報告する事案	<ul style="list-style-type: none"> <li>陽性診断を受けた</li> <li>濃厚接触者指定を受けた</li> </ul>										
報告対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>WEリーグ規約 36 条に記載されている者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>選手</u></li> <li>② <u>監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー等のメディカルスタッフ</u></li> </ul> </li> <li>エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が高いと考えられるクラブ関係者</li> <li>来場者（陽性診断のみ）</li> </ul>										

#### 4. 検査体制の見直し

No	現行版	10/19 改定	改定ポイント
4.	<p>プロトコル 3 : WE クラブの活動段階と、公式検査</p> <p>XI.WEリーグ公式検査</p> <p>31.公式検査の概要</p> <p>(1) 抗原定性検査を、定例的に実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クラブは 2 週間に一度、原則として水曜日もしくは木曜日に受検する。割当に基づき審判員は 1 週間に一度、原則として水曜日もしくは木曜日に受検する。</li> </ul> <p>(2) 選手やチームスタッフ等は、試合エントリーに先だって、WEリーグが</p>	<p>プロトコル 3 : WE クラブの活動段階と、公式検査</p> <p>XI.WEリーグ公式検査</p> <p>31.公式検査の概要</p> <p>(1) 抗原定性検査を、定例的に実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クラブは<u>リーグが指定する週</u>の水曜日もしくは木曜日に受検する。割当に基づき審判員は 1 週間に一度、原則として水曜日もしくは木曜日に受検する。</li> </ul> <p>(2) 選手やチームスタッフ等は、試合エントリーに先だって、WEリーグが</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10月11日付通達の「公式検査／オンサイト検査と試合エントリーに関するガイドライン」更新に即した改定</li> </ul>

## WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年10月19日更新】

No	現行版	10/19 改定	改定ポイント
	<p>指定する公式検査を受検し陰性判定を得ておく必要がある</p> <p>(3) 上記の定例的検査に加え、臨時の公式検査を実施することができる</p> <p>XII.公式検査の実施</p> <p>32.検査の対象者</p> <p>(1)WE リーグ公式試合で競技する者を中心に検査する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 選手</li> <li>• チームスタッフ</li> <li>• 審判員</li> <li>• その他</li> </ul> <p>(2)WE リーグの公式検査を受け陰性判定を受けた選手・チームスタッフだけが、試合にエントリー（出場又はベンチに着席）できることとする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• チームドクターは例外とする</li> </ul> <p>(3)WE クラブは1度の公式検査毎に60人の枠を与えられる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 検査対象者はクラブが決定する</li> </ul> <p>(4)下記の場合は公式検査の対象から外してよい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• シーズンオフ期間中</li> <li>• 陽性者、濃厚接触者、濃厚接触疑い者として隔離期間にある者</li> <li>• AFC 競技会、FIFA 競技会等で国際競技会に参加する、もしくは代表活動のためにチームを離れるなどして、他の競技会の検査を実施する者は、各試合のための検査が終了するまでの期間</li> <li>• チーム全体で活動停止期間中</li> </ul>	<p>指定する公式検査を受検し陰性判定を得ておく必要がある</p> <p>(3) 上記の定例的検査に加え、臨時の公式検査を実施することができる</p> <p>XII.公式検査の実施</p> <p>32.検査の対象者</p> <p>(1)WE リーグ公式試合で競技する者を中心に検査する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 選手</li> <li>• チームスタッフ</li> <li>• 審判員</li> <li>• その他</li> </ul> <p>(2)<u>公式試合を含むチーム活動へ参加する者は WE リーグ公式検査を受け陰性判定を受けた者とする。ただしチームドクターは任意とする。</u></p> <p>(3)WE クラブは1度の公式検査毎に60人の枠を与えられる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 検査対象者はクラブが決定する</li> <li>• <u>提供数以上の検査を実施する場合はクラブ負担で追加購入することができる</u></li> </ul> <p>(4)下記の場合は公式検査の対象から外してよい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• シーズンオフ期間中</li> <li>• 陽性者、濃厚接触者、濃厚接触疑い者として隔離期間にある者</li> <li>• AFC 競技会、FIFA 競技会等で国際競技会に参加する、もしくは代表活動のためにチームを離れるなどして、他の競技会の検査を実施する者は、各試合のための検査が終了するまでの期間</li> </ul>	

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年10月19日更新】

No	現行版	10/19 改定	改定ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他事由でチーム活動を離脱し、チームと一切接触のない者（入院中、帰国中など）</li> <li>その他、活動中にないと客観的に認められる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チーム全体で活動停止期間中</li> <li>その他事由でチーム活動を離脱し、チームと一切接触のない者（入院中、帰国中など）</li> <li>その他、活動中にないと客観的に認められる場合</li> </ul>	
	<p>33.検体採取日、採取場所の調整</p> <p>(1)検体採取日は隔週水曜日および木曜日、検体採取場所は原則クラブハウスとし、検体採取にあたってはクラブスタッフが立ち会うこと</p> <p>(2)詳細は別途通達</p>	<p>33.検体採取日、採取場所の調整</p> <p>(1)検体採取日は<u>リーグが指定する週</u>の水曜日および木曜日、検体採取場所は原則クラブハウスとし、検体採取にあたってはクラブスタッフが立ち会うこと</p> <p>(2)詳細は別途通達</p>	
	<p>39.オンサイト検査実施の基準</p> <p>(1)(2)に定める者が以下のいずれかに該当する場合、WE リーグはオンサイト検査の実施を指示する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>直近の公式試合以降（ただし、直近の公式試合が1週間以上前の場合、試合開催日の1週間以内。以下同じ）に、新型コロナウイルス感染症の陽性診断を新たに受けた者が1名以上いる場合</li> <li>直近の公式試合以降に公式検査で判定保留または自主検査で陽性が疑われる判定が出た場合であって、キックオフ3.5時間前の時点で確定診断が出ないことが明らかとなるとき</li> <li>試合前日からキックオフ3.5時間前までの間、以下の症状をもつ者が1名以上新たに発生した場合             <ol style="list-style-type: none"> <li>37.5度以上の発熱（ただし、発熱の7日以内に新型コロナウイルスのワクチン接種をしていた場合は、キックオフ3.5時間</li> </ol> </li> </ol>	<p>39.オンサイト検査実施の基準</p> <p>(1)(2)に定める者が以下のいずれかに該当する場合、WE リーグはオンサイト検査の実施を指示する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>直近の公式試合以降（ただし、直近の公式試合が1週間以上前の場合、試合開催日の1週間以内。以下同じ）に、新型コロナウイルス感染症の陽性診断を新たに受けた者が1名以上いる場合</li> <li>直近の公式試合以降に公式検査で判定保留 <u>（陽性）となった者が1名以上いる場合</u></li> <li>試合前日からキックオフ3.5時間前まで <u>にかかりつけ医もしくはチームドクターの診断で陽性が疑わしい者</u></li> </ol>	



## WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年10月19日更新】

No	現行版	10/19 改定	改定ポイント
	<p>前までに抗原定性検査にて陰性の結果を得られ、かつ医師がワクチンの副反応である可能性が高いと判断すればオンサイト検査の対象とはしない)</p> <p>(2)上記のほか、医師により新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとの診断をされた場合</p> <p>(2)前項の基準の判断対象者は、以下に定める者とする</p> <p>1 WE リーグ規約第 36 条に定める選手・スタッフ（ドクターならびに「WE クラブ関係者」（WE リーグ規約第 21 条第 2 項に定める。以下同じ）以外のセキュリティ担当および記録員を除く）</p> <p>2 WE クラブ関係者のうち、エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が合理的に高いと考えられる者（登録外のコーチングスタッフ、メディカルスタッフ、クラブ役職員などをいうがこれらに限られない）</p> <p>(3)検査実施の基準</p> <p>1 39.「オンサイト検査実施の基準」(1)1、2、3 で新たに陽性（疑い）となった者がチーム活動から3日以上離れている場合を除く。チーム活動を離脱した日を0日目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、代表活動、入院、日本への入国前、陽性や濃厚接触者となって既に隔離されている場合などを想定</li> <li>・ チーム活動から離れて2日以内に陽性（疑い）となった場合は、潜伏期間を考慮すると他のメンバーへ感染している可能性が否定できないことから、39.「オンサイト検査実施の基準」(1)にならい当日スクリーニング検査を行う</li> </ul> <p>41.オンサイト検査の受検対象者</p>	<p>(2)前項の基準の判断対象者は、以下に定める者とする</p> <p>①WE リーグ規約第 36 条①と③に定める選手・スタッフ（ドクターを除く、ベンチ入りの可能性のあるスタッフ）</p> <p>②WE クラブ関係者のうち、エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が合理的に高いと考えられる者（登録外のコーチングスタッフ、メディカルスタッフ、クラブ役職員などをいうがこれらに限られない）</p> <p>(3)ただし、(1)で新たに陽性（疑い）となった者がチーム活動から3日以上離れている場合を除く。チーム活動を離脱した日を0日目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、代表活動、入院、日本への入国前、陽性や濃厚接触者となって既に隔離されている場合などを想定</li> <li>・ チーム活動から離れて2日以内に陽性（疑い）となった場合は、潜伏期間を考慮すると他のメンバーへ感染している可能性が否定できないことから、39.「オンサイト検査実施の基準」(1)にならい検査を行う</li> </ul> <p>41.オンサイト検査の受検対象者</p>	

## WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 10 月 19 日更新】

No	現行版	10/19 改定	改定ポイント
	<p>(1)クラブの判断でエントリーの可能性のある者を選定することができる (ただし、ドクターは除く)</p> <p>48.オンサイト検査後の対応</p> <p>(1)オンサイト検査が陰性判定だった場合に、試合後ただちに PCR 検査を受検し、陰性判定が出れば、次の公式試合のエントリーが可能となる</p> <p>(2)オンサイト検査で陽性判定となった場合、ただちに隔離し、医療機関を受診する。医療機関等で PCR 検査を受検したあと、さらに 24 時間以上の間隔をあけて PCR 検査を実施し、2 回とも陰性判定が出れば、次の試合へエントリー可能となる</p> <p>(3)前 2 項に定める PCR 検査の結果は、重要事象報告フォームでただちに WE リーグへ報告する</p> <p>(4)PCR 検査はクラブによる自主検査として実施する</p>	<p><u>WE リーグ規約第 36 条①と③に定める選手・スタッフのうち直近の試合でエントリーの可能性のある者</u></p> <p>48.オンサイト検査後の対応</p> <p><u>(1)オンサイト検査の結果そのものは、次節以降のエントリー要件に影響しない。</u></p> <p><u>(2)オンサイト検査後、次節のエントリーについては、公式検査もしくは公式検査がない週は前週にオンサイト検査対象となったチームについて臨時公式検査を実施し、その結果をもってエントリー可能者を確認する。</u></p> <p><u>(3)オンサイト検査で判定保留（陽性）だった場合、所定の療養・待機期間を経て、次の公式検査または臨時公式検査の陰性結果をもってエントリー要件を満たすことができる</u></p>	